宮崎市屋外広告物等に係る是正指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、宮崎市屋外広告物条例（平成９年条例第７１号。以下「条例」という。）及び宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成９年規則第６５号。以下「規則」という。）の規定に基づき、これに違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の是正指導、その他必要な措置の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号。以下「法」という。）、条例及び規則において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　屋外広告物等　屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。

⑵　違反広告物等　条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。

⑶　是正指導等　違反広告物等の是正に関する行政指導及び不利益処分をいう。

⑷　屋外広告業者　屋外広告業を営む者をいう。

⑸　他法令所管機関等　屋外広告物等を設置するにあたり、遵守する必要がある屋外広告物法、同条例及び同規則を除く法令を所管している機関や部署等をいう。

（調査）

第３条　条例及び規則の規定に違反している疑いのある屋外広告物等については、調査を行い、違反している事実、広告主、土地等管理者又は屋外広告業者を確認することとする。

（是正指導等の相手方）

第４条　この要綱に基づく是正指導等の相手方は、原則として違反広告物等の広告主、土地等管理者又は屋外広告業者とする。

２　是正指導等の相手方の優先順位は、違反広告物等の広告主、土地等管理者、屋外広告業者の順とする。

（他法令所管機関等との連携）

第５条　違反広告物等が他法令に抵触する恐れがあるときは、他法令所管機関等に情報提供し、他法令に違反しているかどうかを確認することとする。

２　違反広告物等が他法令に違反している事実が確認できた場合は、他法令所管機関等と対応について協議するものとする。

（公共の場所に設置されたはり紙の除却・廃棄）

第６条　違反広告物がはり紙であるときは、法第７条第４項の規定により速やかに当該は

り紙を除却するものとする。除却後は、法第８条第１項の規定により廃棄するものとする。

（緊急に是正を要する違反広告物等に対する是正指導等）

第７条　落下等により公衆に対し差し迫った危害が予想される等、その性質上是正の緊急性が認められる違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　速やかに必要な措置を行うよう口頭、もしくは文書にて指導する。

(2)　同条第１号の指導を行っても必要な措置がされない時は、原則として条例第１９条第１項に基づく措置命令を行う。措置命令内容については、第１０条によるものとする。

（無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等に対する是正指導等）

第８条　無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　許可基準に適合している違反広告物等については、次のとおり指導する。

ア　申請指導文書（様式第１号）を送付する。このとき、是正期限は発送の日から３ケ月を経過した日とする。

イ　アの是正期限までに許可申請等がないときは、申請督促文書（様式第２号）を送付する。このとき、是正期限は発送の日から２ケ月を経過した日とする。

ウ　イの是正期限までに許可申請等がないときは、申請催告文書（様式第３号）を送付する。このとき、是正期限は発送の日から２ケ月を経過した日とする。

エ　ウの是正期限までに許可申請等がないときは、勧告書（様式第４号）を送付する。このとき、是正期限は発送の日から２ケ月を経過した日とする。

オ　エの是正期限までに許可申請等がないときは、条例第１９条の２第３項に基づき、意見書・弁明書による意見を述べる機会を与える（様式第５号）。このとき、意見書・弁明書（様式第６号）の提出期限は発送の日から１ケ月を経過した日とする。

カ　オの意見書・弁明書の提出期限までに意見書・弁明書の提出がないとき、又は許可申請等がないとき、及び意見書・弁明書に記載された内容に正当性がないと認められるときは、広告主の氏名を含めた違反事実について公表する旨を通知する（様式第７号）。

キ　広告主の氏名等公表実施後、１ケ月を経過しても許可申請等がないときは、原則として条例第１９条第１項に基づく措置命令を行う。措置命令内容については、第１０条によるものとする。

(2)　許可基準に適合していない違反広告物等については、次のとおり指導する。

ア　是正指導文書（様式第８号）及び是正計画書（様式第９号）を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から２ケ月を経過した日とし、是正期限を是正指導文書の発送の日から３ケ月を超えない範囲内で定める。

イ　アの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、是正督促文書（様式第１０号）を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から２ケ月を経過した日とする。

ウ　イの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、是正催告文書（様式第１１）を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から２ケ月を経過した日とする。

エ　ウの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、勧告書（様式第１２号）を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から２ケ月を経過した日とする。

オ　エの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、条例第１９条の２第３項に基づき、意見書・弁明書による意見を述べる機会を与える（様式第１３号)。このとき、意見書・弁明書（様式第６号）の提出期限は発送の日から１ケ月を経過した日とする。

カ　オの意見書・弁明書の提出期限までに提出がないとき、又は是正計画書の提出等がないとき、及び意見書・弁明書に記載された内容に正当性がないと認められるときは、広告主の氏名を含めた違反事実について公表する旨を通知する（様式第１４号)。

キ　広告主の氏名等公表実施後、１ケ月を経過しても是正計画書の提出等がないときは、原則として条例第１９条第１項に基づく措置命令を行う。措置命令内容については、第１０条によるものとする。

（許可を受けた後、違反広告物等となったものに対する是正指導等）

第９条　許可を受けた後、違反広告物等となったものに対する是正指導等については、次の各号に定めるところによるものとする。

⑴　許可基準に適合している違反広告物等（未更新広告物等）については、次のとおり指導する。

ア　前条第１項第１号ア、イ、ウ、エ、オ、カに準じて指導を行う。

イ　広告主の氏名等公表実施後、１ケ月を経過しても許可申請等がないときは、原則として条例第１９条第１項に基づく措置命令を行う。措置命令内容については、第１０条によるものとする。

⑵　許可基準又は許可に付された条件に適合していない違反広告物等については、次のとおり指導する。

ア　前条第１項第２号ア、イ、ウ、エ、オ、カに準じて指導を行う。

イ　広告主の氏名公表等実施後、１ケ月を経過しても是正計画書の提出等がないときは、原則として条例第１９条第１項に基づく措置命令を行う。措置命令内容については、第１０条によるものとする。

（措置命令）

第１０条　措置命令は、宮崎市行政手続条例に基づき、弁明の機会を付与（様式第１５号）した上で決定し、措置命令書（様式第１６号）を送付する。措置命令書には措置を完了する期限を記載するものとし、その期限は発送の日から２ケ月を経過した日とする。

（告発）

第１１条　措置命令に従わないときは、所轄警察署と協議の上、告発するものとする。

（行政代執行）

第１２条　措置命令に従わない場合で、他のいかなる手段によっても違反広告物等の是正が困難で、かつ放置することが著しく条例の目的に反すると認められるときは、関係機関と協議の上、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）に定めるところにより代執行を行うことができる。

２　前項の代執行を行うときは、あらかじめ戒告書（様式第１７号）により戒告する。なお、戒告を行っても是正されない場合は、必要により再戒告書（様式第１８号）により再戒告することができる。

３　前項の戒告又は再戒告を行ってもなお違反広告物等が是正されないときは、代執行令書（様式第１９号）を交付し、代執行を行うものとする。

附　則

この要綱は、平成２９年１月４日から施行する。